

MyJ チェック利用者規定にかかる特則

第1条(本特則の適用)

- 1.本特則は、「MyJ チェック利用者規定」(以下「本規定」という)に定める本サービス内容に関し、カード発行会社が発行する JCB デビットカードの本会員に適用されます。
- 2.本特則に定めのない事項については、本規定および JCB デビット会員規約が適用されます。

第2条(本規定の変更)

- 1.本規定第 5 条第 2 項から第 4 項の規定は JCB デビットカードの会員には適用されません。
- 2.本規定第 5 条第 6 項(3)を以下のとおりに変更します。
「(3)明細確定通知該当月におけるカード利用による預金口座での決済がない場合」
- 3.本規定第 6 条の規定は JCB デビットカードの会員には適用されません。

(MJ100001・20230331)